

Ⅷ. 全国社会就労センター協議会 表彰規程

(趣 旨)

第1条 本協議会運営内規第2条の2に掲げる社会就労センターの職員で社会就労事業の発展に寄与し、その功績が顕著な者に対し本会会長（以下「会長」という。）が表彰を行う。

(表彰の方法)

第2条 この規程による表彰は毎年行う。表彰は全国大会の際に行う。

(表彰の対象)

第3条 会長が表彰する者は、第1条に規定する趣旨に基づき、社会就労センター（多機能型事業所における運営内規第2条の2に掲げられている事業以外の事業および施設入所支援事業、共同生活援助事業を含む）の職員として表彰を受ける当該年度の4月1日現在、現職にあつて、通算20年以上の勤続者で功績顕著な者を対象とする。なお、勤続年数の算定については、就職した日から、表彰式を執り行う前年度末日までの期間とする。

但し、社会就労センターを経営する法人における社会就労センター以外の勤務期間と通算することができるものとし、その場合にあっては、社会就労センターにおける勤務年数が10年以上である者とする。但し、社会就労センター以外の勤務年数を通算する場合には、2分の1に換算する。また、その在職期間が中絶されている場合及び2以上の事業所におよぶ場合であってもこれを通算する。

(表彰対象の制限)

第4条 上記3条に該当する者であっても、既に全国段階の表彰および褒章叙勲を受けた者はこれを表彰しない。

(候補者の推せんの方法)

第5条 候補者の推せんについては、候補者が所属する法人理事長が、この規程に定める表彰に該当する者を候補者として各都道府県社会福祉協議会または各都道府県社協社会就労センター部会に推せんし、各都道府県社会福祉協議会または各都道府県社協社会就労センター部会はその推せんをもとに候補者を会長に推せんする。

(審査)

第6条 本会総務・財政・広報委員会において、各都道府県社会福祉協議会等からの推せん書により功績審査を行い、常任協議員会で決定する。

2. 総務・財政・広報委員会は、第3条に定める表彰の対象の判断に審議を要する場合、その実情を踏まえて審査を行うものとする。

[附 則]

1. この規程は、昭和 58 年 5 月 18 日から施行する。
2. 昭和 62 年 4 月 21 日一部改正
3. 平成 7 年 6 月 21 日一部改正
4. 平成 12 年 3 月 31 日一部改正
5. 平成 13 年 4 月 1 日一部改正
6. 平成 20 年 2 月 27 日一部改正
7. 平成 21 年 5 月 11 日一部改正
8. 平成 26 年 2 月 28 日一部改正・施行
9. 令和 4 年 2 月 25 日一部改正・施行